

環境影響評価制度について

環境立県推進課／平成 29 年 6 月 15 日

1. 環境影響評価とは

「環境影響評価」とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、住民、地方公共団体等に公表し、広く意見を求め、それらを踏まえ環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度です。

2. 環境影響評価の手続

事業者は環境影響評価法（以下「法」）及び鳥取県環境影響評価条例（以下「条例」）に該当する対象事業を行う際は、次の文書を段階的に知事等に提出し、また住民等に広く意見を聞くこととなっています。

知事はいずれの段階でも鳥取県環境影響審査会の意見を聞いた上で、意見を述べます。

※法対象事業の場合は評価書に対して知事意見を述べる手続はありません。

呼称	文書の記載内容
<u>配慮書</u> (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書
<ul style="list-style-type: none"> ・法及び条例で定める対象事業でその規模に該当する事業は、本手続きをする必要がある。 ・事業者は本手続き後に事業着手。 ・着手後も項目によっては環境保全措置や事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置の追加・変更を検討・実施する。 	

3. 対象となる事業

【法】

一定規模以上の道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所など 13 事業種

【条例】

法の対象となる事業に加え、一定規模以上の廃棄物処理施設（焼却場、し尿処理場）、工場の新增築、ゴルフ場・スキー場など

計画段階環境配慮書について

(環境アセスメント技術ガイド(環境省)よりポイント抜粋)

1. 計画段階環境配慮書(「配慮書」)について

- ・ 配慮書手続は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模または配置・構造に関して複数案から1案に絞り込むプロセスの一つとして環境面の検討を行うもの。
- ・ 事業計画の熟度が低い段階では、事業の諸元が決まっていないため、定量的予測が困難な場合がある点に留意が必要。
- ・ 一方で、例えば事業の位置を検討する段階での動植物・生態系への重大な影響回避など、事業計画の早期段階で環境への配慮を検討する事の意義は大きい。

2. 調査方法等について

- ・ 調査は、原則として国、地方公共団体等が有する既存資料等により収集し、結果を整理・分析する事により行う。
- ・ 重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集する。
(専門家等からの助言を受けた場合は、助言の内容、専門家等の専門分野、所属機関の属性等を明らかにするよう努める)
- ・ なお情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集する。

3. 予測の取扱い等について

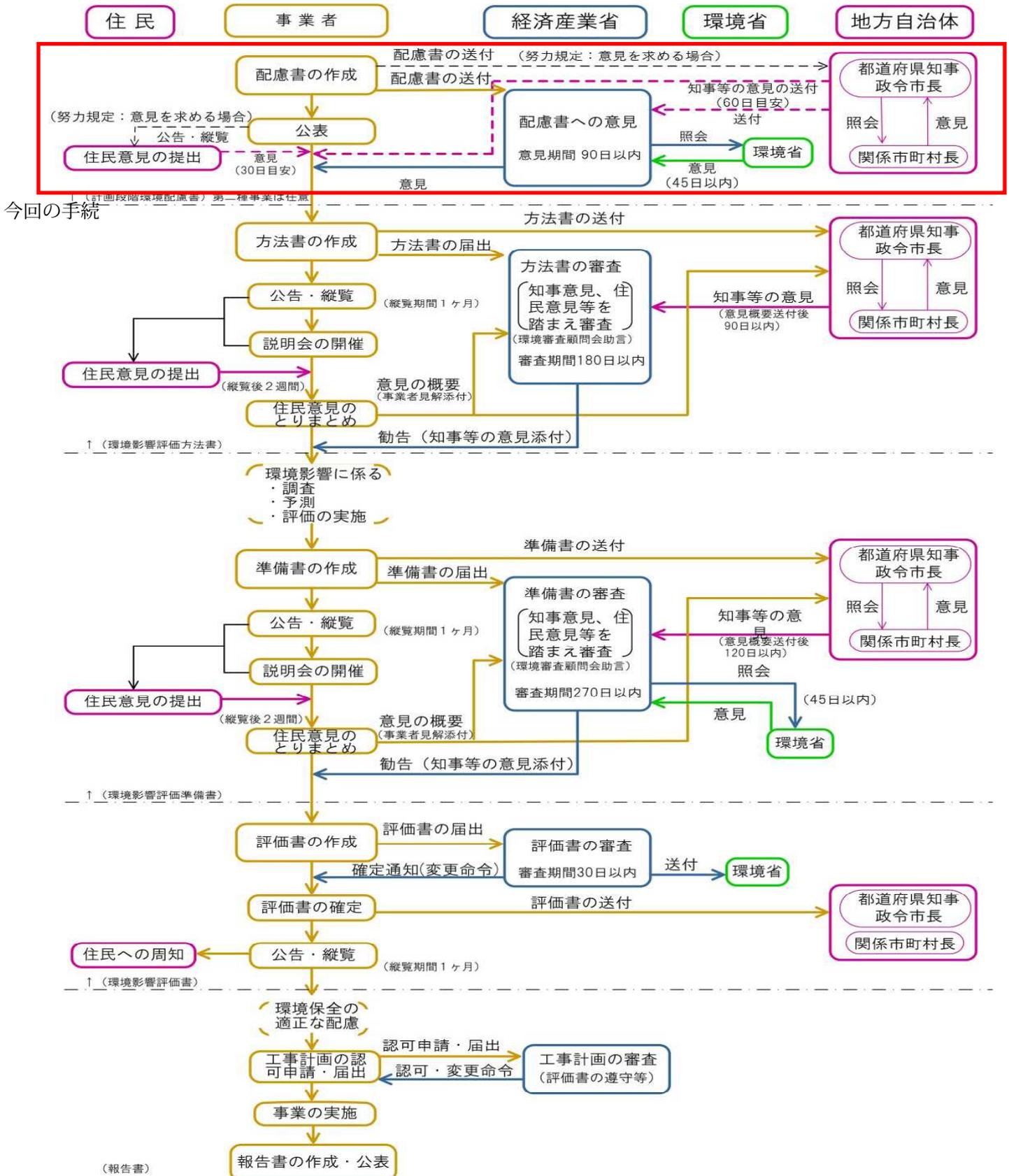
- ・ 予測は、科学的知見の蓄積、既存資料の充実の程度、事業計画の熟度等に応じ、可能な限り定量的に行うことに努め、困難な場合は定行的に行う。
- ・ 配慮書手続での予測には不確実性が一定程度存在する可能性があるため、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理することが望ましい。
(計画の不確実性/調査結果の不確実性/予測手法の不確実性/環境要素に関する科学的知見の不足 等)

4. 評価について

- ・ 評価は調査及び予測の結果を踏まえ、複数案における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とする
- ・ 国または地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準または目標が示されている場合は、これらと整合が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

2 手続のフロー図

(1) 第一種事業の手続き



環境影響評価の対象事業及び規模（概要／平成25年4月施行）

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道 路 高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 — 幅6.5m、20km以上	— — 7.5km以上10km未満 — 幅6.5m、15km以上20km未満	— — } 4車線、10km以上	— — } 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	湛水面積 75ha以上 改変面積 75ha以上 改変面積 75ha以上
鉄 道 新幹線 在来線	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 10km以上	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路) 新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上 500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所 水力 火力 地熱 原子力 風力	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて 出力 1万kw以上	2.25万kw以上 3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上 1万kw未満 — 7500kw以上 1万kw未満	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 — 出力 1500kw以上	2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 — 1500kw以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上 30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50haを超	40ha以上 50ha以下	50haを超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理	-----	100t /日以上 100kl/日以上	75t /日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築	排水 排ガス	-----	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場	-----	-----	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)	-----	-----	75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	-----	-----	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)	-----	-----	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	-----	-----	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの（国立公園等）

法対象事業：「法的関与要件」＋「規模要件」、 条例対象事業：「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる

特 別 地 域（概要／平成27年5月施行）

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築） ・ 鉄道及び軌道 ・ 飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・ 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・ 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ・ ハマナス自生南限地帯（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・ 保育所、幼保連携型認定こども園 ・ 病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・ 上記施設の周囲1kmの区域 ○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・ 公有水面の埋立て及び干拓 ・ 土地区画整理事業 ・ 流通業務団地造成事業 ・ 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等（※2） ○ 湖山池水質管理計画の対象地域（※3） ○ 東郷池水質管理計画の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所（水力・火力・地熱） ・ 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・ 畜産団地造成事業 ・ ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・ 工場等の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 ○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域（※4）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く） ・ 発電所（風力）（※5） ・ 岩石等採取事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

（※1）昭和58年文部省告示第90号

（※2）平成元年総理府告示第5号

（※3）範囲及び根拠の明確化

（※4）規則で定める指定水域及び指定地域なし（平成25年3月末現在）

（※5）一般地域及び特別地域とも対象事業の要件が同一（出力1,500kw以上）であるため、規則別表第1には規定されていない

鳥取県環境影響評価条例の手の続の流れ【平成25年4月施行】

参考資料

